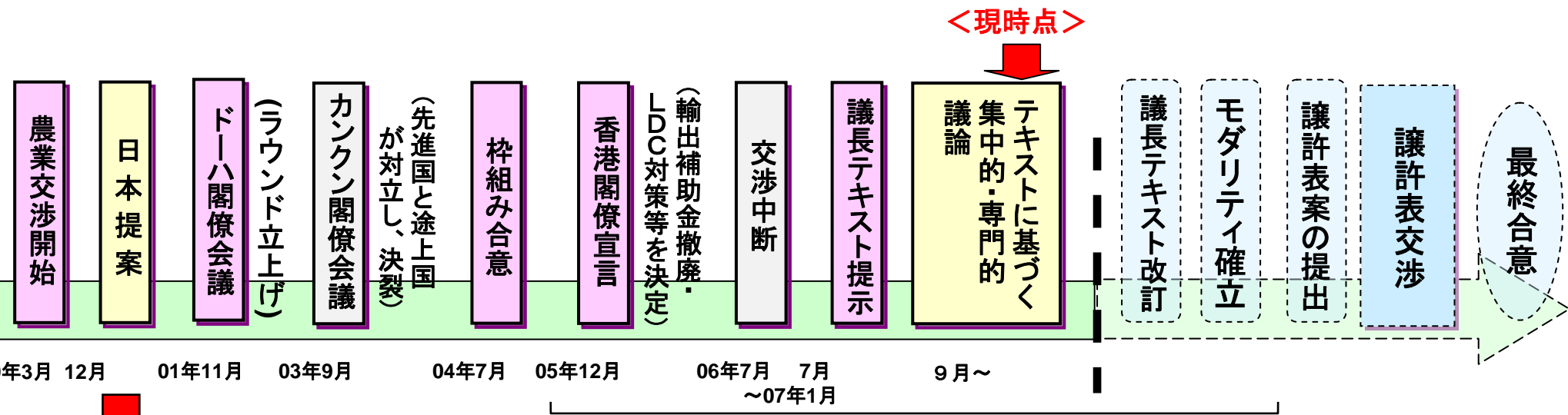


農業に関する国際交渉について

W T O 農業交渉について.....	1
E P A ・ F T A について.....	6

平成 2 0 年 1 月
農林水産省

WTO農業交渉の流れ



モダリティ交渉

交渉にのぞむ我が国の考え方

多様な農業の共存

- ・食料安全保障の確保
- ・農業の多面的な機能への配慮

国内農業の構造改革の推進

- 輸出入国間のバランスのとれた貿易ルールの確立
- 途上国の開発への貢献

(参考) 枠組み合意、モダリティ、譲許表とは？

枠組み合意

基本的な概念

- (決定事項の具体例)
- ・「一般品目」のほかに「重要品目」を設定
 - ・重要品目は一般品目より低い関税削減と関税割当の拡大の組合せで市場アクセスの改善を図る等

モダリティ合意

関税削減等の公式

- ・重要品目の数は●%
- ・重要品目の関税削減率は一般品目の■%
- ・関税割当の拡大幅は国内消費量の▲% 等

譲許表作成

個別の品目毎の関税率等

- ・品目A、品目Bを重要品目に指定
- ・品目Aの関税率を△%削減
- ・関税割当を◎トン拡大 等

市場アクセス分野における議論(議長テキストの内容:主に先進国の場合)

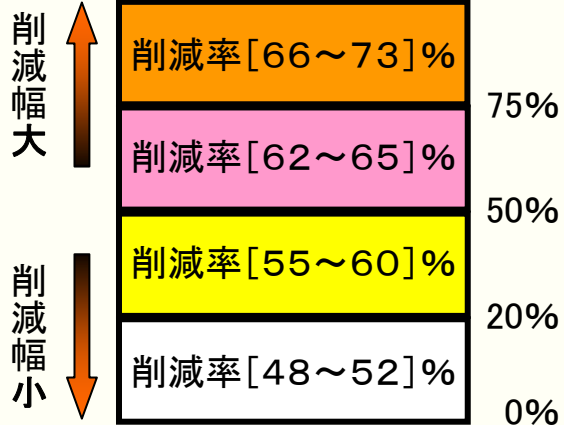
~~上限関税~~

<高関税品目への対応>

削減後の関税率が100%超のタリフラインが一定以上残る場合は関税割当幅を追加的に拡大

一般品目

階層境界の関税率



階層方式

※ 途上国には異なる削減率、境界値が適用される

異なる扱い

重要品目<主に先進国向け>

数

- ・有税品目のタリフラインの[4]~[6]%
- ※ 条件付き・代償ありで8%も可能

取扱い

<原則>

- ・一般品目の2/3の関税削減率+関税割当について消費量の[3]~[5]%拡大 又は
- ・一般品目の1/3の関税削減率+関税割当について消費量の[4]~[6]%拡大

<調整要素>

- ・現行の輸入水準が高い場合は関税割当拡大幅を縮減
- ・より多くの重要品目を指定する場合の代償等として、関税割当拡大幅を拡大 等

異なる扱い

※特別品目(SP)<途上国向け>

[更なる交渉が必要]

- ・指標を基に指定、関税削減を行わないカテゴリーは認めない

※ 食料安全保障、生計保障、農村開発の3つの基準に照らして重要な品目を位置付け

注) タリフライン

- ・WTO譲許表(国別約束表)で税率が設定されている品目の細分。
- ・国によって数が異なり、日本の農産品のタリフラインは1,332(うち有税のものは1,013)。
- ・例えば、我が国の「コメ」のタリフラインは、精米、玄米、もみ、碎米、米粉、米調製品など17。

国内支持分野における議論(議長テキストの内容:主に先進国の場合)

注) 国内支持...農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金(研究開発、基盤整備等)のほか、価格支持(価格保証)を含む

貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い 特段の規律はない

ドーハでの扱い 個々の区分の削減とは別に全体額を削減
(日本、米国は[66]~[73]%削減)

黄の政策(AMS)

性格

最も貿易歪曲的な国内支持
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い 各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減
(日本、米国は[60]%削減)
- ・品目別の上限設定
(原則95-00年の平均)

デミニミス

性格

農業生産額の5%以下の国内助成
(生産全体に大きな影響は与えないという位置付け)

URでの扱い 削減対象外

ドーハでの扱い [50]~[60]%以上の削減

青の政策

性格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの
(「黄」と「緑」の中間段階との位置付け)

- ・UR合意では生産調整の下での直接支払い

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

- ・全体の上限を設定
(農業総生産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定

旧青:95-00年の平均

新青:青の政策全体の上限を法的に定められた品目別比率で按分(1~2割の猶予)

緑の政策

性格

貿易歪曲性がないか最小限

- ・試験研究
- ・基盤整備 等

(農業協定に要件が詳細に列挙されている)

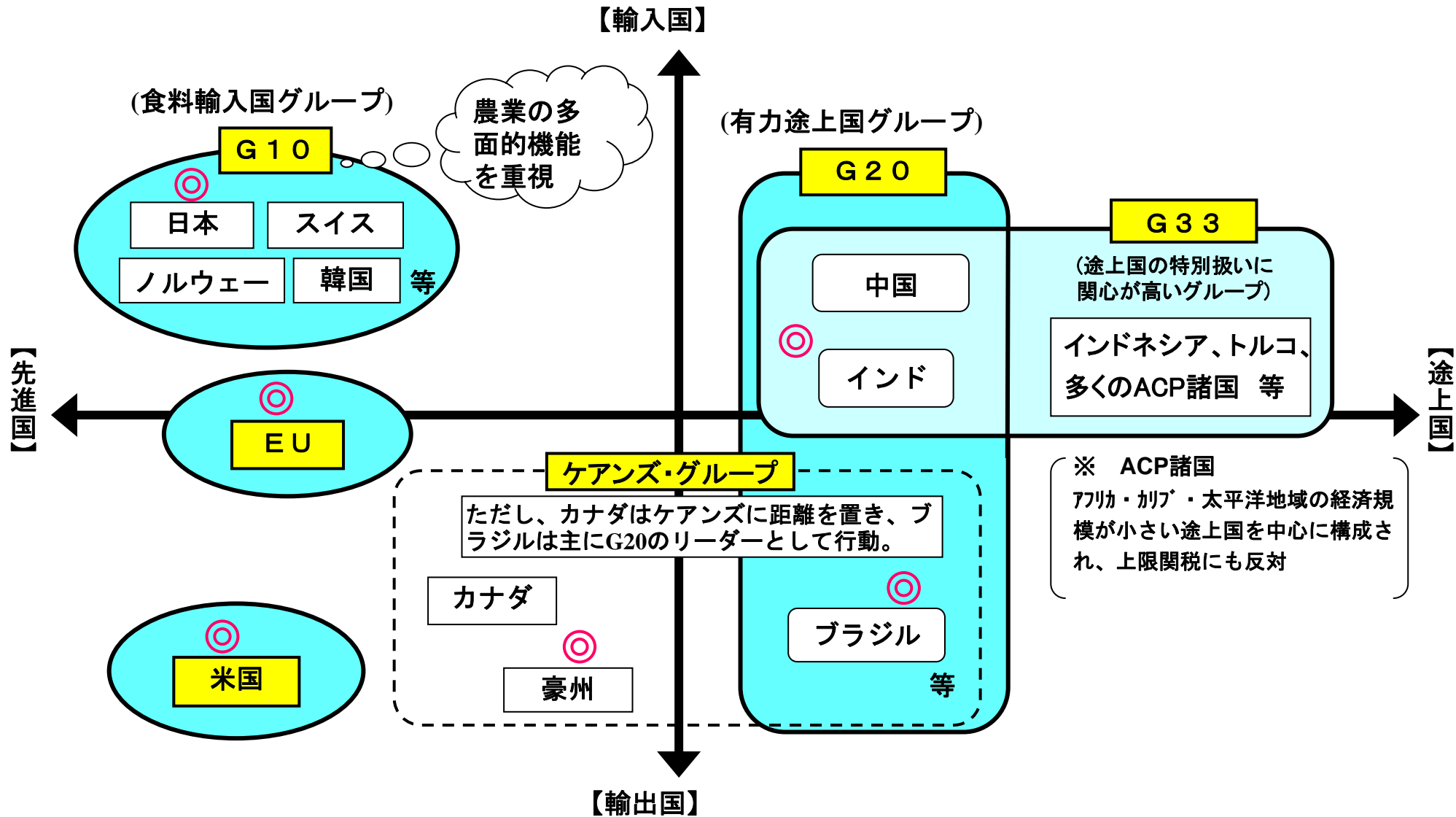
URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

削減対象外
(現行の枠組を基本的に維持)

WTO農業交渉の主要国・グループ



(注1) G10構成国: 日本、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス

(注2) ◎印を付した米国、EU、ブラジル、インド、豪州、日本は、交渉の主要国グループであるG6のメンバー国

WTO交渉の主な構図

交渉分野	論点	交渉の構図			
			(議長テキスト)		
市場 アクセス	一般品目 (最高階層の削減率)	米国、途上国 より高い削減率 (75%)以上	66~73%削減	EU、日本・G10 より低い削減率(※1)	
	上限関税	米国、途上国 設定 例外は代償(その品目の 関税割当拡大)が必要	・ 設定しない ・ 100%超の高関税品目 が一定以上残る場合に は関税割当の追加拡大	日本・G10 設定しない 代償も不可	
	重要 品目	数	途上国 より少なく (有税品目がベース)	有税品目の4~6% (条件付き・代償ありで 8%も可) (米・EUは全品目の4~5%で一致?)	日本・G10 より多く (全品目の10%)
			低関税輸入 枠の拡大	米国、途上国 より大きい拡大	(一般品目の1/3の関税削減 率)消費量の4~6%拡大 (一般品目の2/3の関税削減 率)消費量の3~5%拡大
国内支持	米国の水準	EU、日本、途上国 150億ドル以下	130~164億ドル (66~73%削減)	米国 170億ドル以上(※2)	
非農産品 (NAMA)	途上国の係数 (原則として関税率の上限)	米国、EU、日本 より低く(15)	19~23	途上国 より高く(30以上の主張も)	

※1 EUは9月からの集中的議論の中で、条件付きながら、関税削減率70%まで可能と言及

※2 米国は9月からの集中的議論の中で、条件付きながら、国内支持の削減について議長案の幅で議論する用意がある旨発言

EPA・FTAとは

- FTA（自由貿易協定）とは、協定構成国間で、物やサービスの貿易自由化を行う協定。EPA（経済連携協定）とは、FTAの要素に加え、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定。
- 我が国は、WTOの多角的貿易体制を補完するものとして、アジアを中心にEPA・FTA締結を推進。

EPAとFTA

経済連携協定（EPA）

(Economic Partnership Agreement)

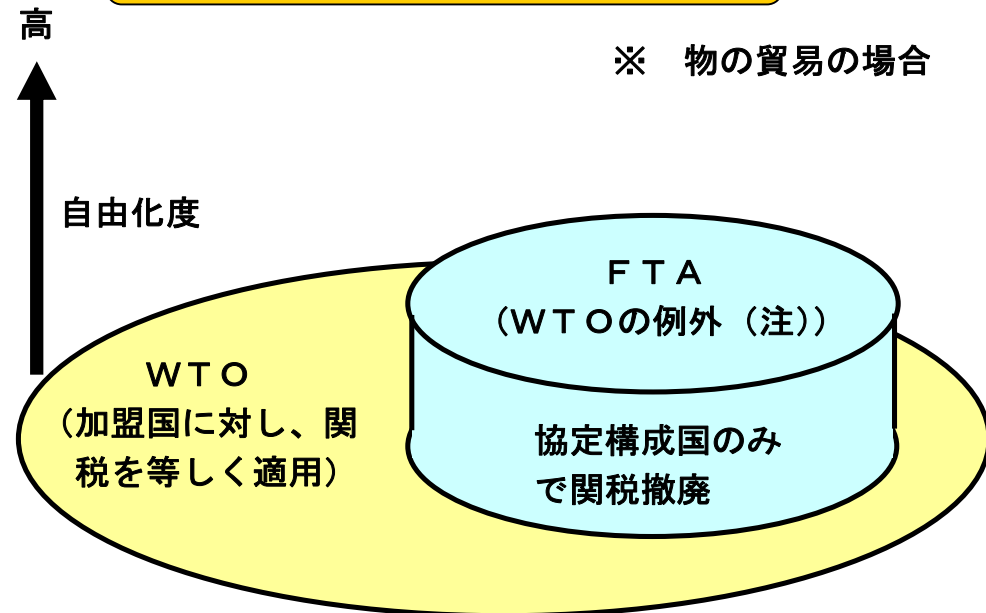
協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定

自由貿易協定（FTA）

(Free Trade Agreement)

協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

WTOとFTA



WTO協定上の条件（GATT第24条）

「実質上すべての貿易」について関税撤廃を行うこと。

我が国のEPA・FTAをめぐる状況

発効・署名・大筋合意

交渉中

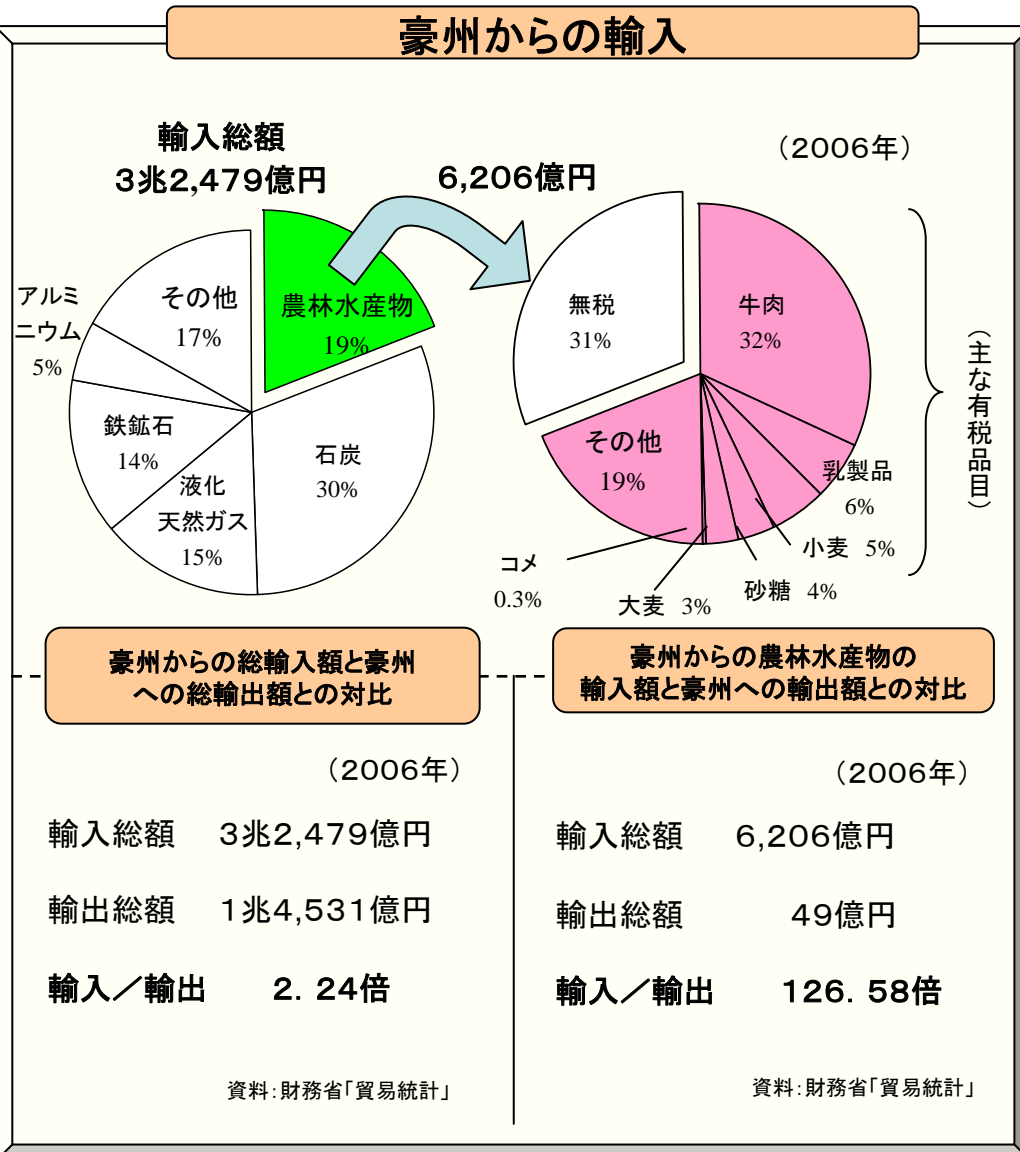
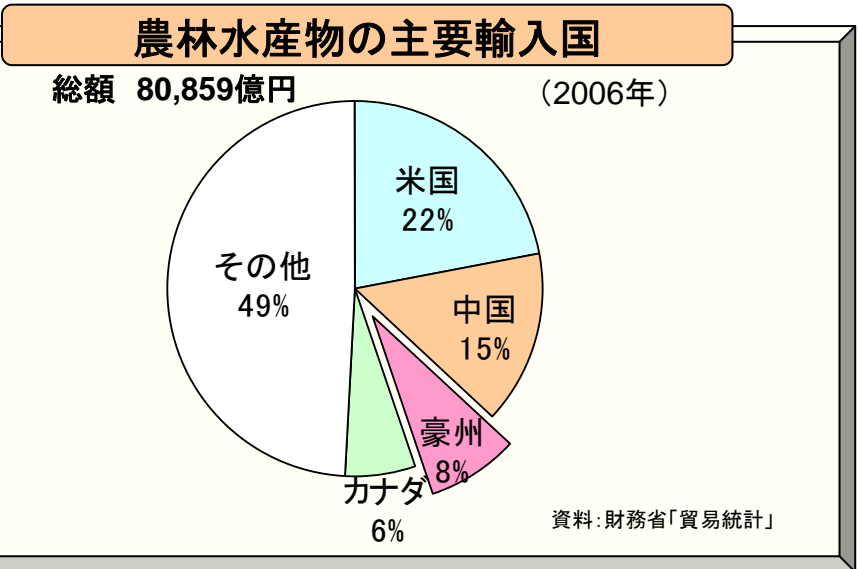
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
シンガポール	☆署名(1月)	★発効(11月)			見直し交渉(4月~)	☆署名(3月) ★発効(9月)
メキシコ	交渉(11月~)		☆署名(9月)	★発効(4月)		
マレーシア	交渉(1月~)			☆署名(12月)	★発効(7月)	
チリ					交渉(2月~) ○大筋合意(9月)	☆署名(3月) ★発効(9月)
タイ	交渉(2月~)			○大筋合意(9月)		☆署名(4月) ★発効(11月)
フィリピン	交渉(2月~) ○大筋合意(11月)			☆署名(9月)		
ブルネイ					交渉(6月~)	○大筋合意(12月) ☆署名(6月)
インドネシア					交渉(7月~)	○大筋合意(11月) ☆署名(8月)
ASEAN全体					交渉(4月~)	○大筋合意(8月) ☆署名(11月)
韓国(注1)	交渉(12月~)					
GCC(注2)						交渉(9月~)
ベトナム						交渉(1月~)
インド						交渉(1月~)
豪州						交渉(4月~)
スイス						交渉(5月~)

(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

日豪の貿易と農業構造の比較

1. 日豪間の貿易と農業構造の格差



我が国と豪州の国土・農業の比較

	日本	豪州	日本との比較
国土面積(百万ha)	38	774	20倍
農用地面積(百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積(ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり	0.04	22.9	573倍
農地面積(ha/人)			

資料: 国土面積及び農用地面積はFAOSTAT(2002)。その他の指標は、日本は2005年(農林業センサス等)、豪州は2003年(豪州作物統計)。豪州の農用地の大半は放牧地。耕地面積は農用地面積の1割(48百万ha)であり、1戸当たりの平均耕地面積は365ha/戸。

2. 日豪EPAをめぐる動き

- 共同研究報告書取りまとめ
(2006年12月11日)

【報告書の抜粋】

交渉は、あらゆる品目と課題が取り上げられ、また、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される。

- 衆議院、参議院それぞれの農林水産委員会において、全会一致で決議を採択

(衆):2006年12月7日
(参):2006年12月12日

【決議のポイント】

- ① 米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力で交渉すること。
- ② WTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。
- ③ 交渉期限を定めず粘り強く交渉すること。重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。
- ④ 国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

- 日豪首脳会談において、2007年から交渉を開始することに合意
(2006年12月12日)

【首脳会談における総理の発言要旨】

交渉にあたっては、センシティブティーに十分配慮し、特に日本にとっての農業等の重要性を認識しながら、相互利益の実現を目指す考えである。

- 第1回交渉会合
(2007年4月23日・24日 豪州(キャンベラ))

交渉の枠組み、進め方の議論が行われ、交渉の範囲、開催頻度等について認識を共有。

- 第2回交渉会合
(2007年8月6-10日 東京)

我が国の農林水産業をめぐる状況及びその重要性について説明。更に議論を継続することとなった。

- 第3回交渉会合
(2007年11月5-8日 豪州(キャンベラ))

前回会合に引き続き、我が国の農林水産業の重要性について議論。

- 第4回交渉会合

本年2月下旬開催予定。(具体的な日程は外交ルートで調整中)